

令和6年度

花火のまち 大仙市



県外からの移住者限定

＼引越と雪国暮らしを支援します／

だいせん暮らし応援事業

対象となる移住者

- 本市に住民登録する前に連続して5年以上市外に住民登録し、そのうち直前1年以上は県外に住民登録していた方
 - 本市に住民登録した後、継続して5年以上居住することを誓約できる方
 - 市税を滞納していない方
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

引越支援金

前住所地から家具やその他の生活用品を運び入れるため、引越代金として運送事業者へ支払った経費の**1/2**を支援します。（**上限3万円**）

※本市への住民登録日から起算して前後60日以内に支払った引越代金が対象です。
※住民登録日から起算して6ヶ月以内に申請してください。



雪国暮らし支援金

次の①②の合計額の**1/2**を支援します。（**上限10万円**）

- ①除雪用具（除雪機、スノーダンプ、スノープッシャー、スコップ）の購入経費
- ②市内の自動車学校で受講する雪道運転講習経費



※本市に住民登録をした日以降に購入、または受講したものが対象です。
※移住するにあたり住宅を新たに購入又は民間の賃貸住宅を新たに賃借していること。
※住民登録をした日が属する年度の3月31日、または翌年度の3月31日までに申請してください。ただし、支援金の申請をする年度に購入または受講した経費が対象となります。（令和5年度に住民登録された方は旧制度を適用します）
※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ・いずれの支援金も申請は1回限りです。
- ・申請にあたっては、住民票や領収書などの添付書類が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大仙市企画部移住定住促進課（本庁舎2階）

TEL：0187-63-1111 E-mail：iju@city.daisen.lg.jp



移住者向け住まいの支援

家を買う

住宅取得
補助金

最大200万円



- 住宅を取得する世帯が県外からの移住者か、県内からの移住者かなどによって補助上限額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 補助金申請は、要件を満たす交付対象者が本市の住民となる前、または本市の住民となった日の属する年度から2年度以内に行ってください。**契約前に補助金申請が必要ですので、ご注意ください。**
- 補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月31日までに実績報告書の提出が必要になります。

建物要件	補助対象者要件		補助率	補助上限額 (基本)	補助上限加算額			補助上限 最大額
	移住前 住所	年齢 (未満)			市内事業者 施工	要件を満たす 若者夫婦・ 子育て世帯	中学生以下 の子ども	
新築 (建売)	県外	—	1/5	50万円	20万円	50万円	1人	200万円
	県内	40歳		20万円			30万円	
中古	県外	—	1/5 (空き家 バンク1/3)	50万円	—	50万円	2人	180万円
	県内	40歳		20万円			3人以上	
							80万円	120万円

注) 「補助対象額に補助率を乗じた金額」と「加算後の補助上限額」を比較して少ない金額が補助額となります。

家を借りる

若者・子育て世帯
家賃補助金

最大36万円



次のいずれかの要件を満たす移住世帯が、住居とする民間賃貸住宅を賃借した場合、最大12ヶ月分の家賃の一部を補助します。**(補助を受けるには、補助金の交付を申請する前に、本市への住民登録日から起算して60日以内に補助対象者申請が必要です)**

<若者夫婦世帯> 双方の年齢が40歳未満の同居する夫婦世帯

<子育て世帯> 移住した中学生以下の子どもと生計を一つにし、かつ同居している世帯

<若者世帯> 市内企業等に就職、市内で起業またはテレワークのため本市に移住した40歳未満の方

※交付対象の世帯員全員が県外からの移住者の要件を満たしている場合は月額2万円、それ以外は月額5万円を上限とします。



世帯要件	補助対象者要件		補助率	補助上限額 ※月額	補助 期間 (最長)
	移住前 住所	年齢 (未満)			
若者夫婦	県外	40歳	1/2 (空き家 バンク2/3)	2万円 (空き家バンク 3万円)	12ヶ月
	県内			5千円 (空き家バンク 3万円)	
子育て世帯	県外	—		2万円 (空き家バンク 3万円)	
	県内			5千円 (空き家バンク 3万円)	
若者	県外	40歳		2万円 (空き家バンク 3万円)	
	県内			5千円 (空き家バンク 3万円)	

- ・空き家バンクの補助率優遇については、空き家バンクに1年を超えて登録している物件のみとなります。
- ・上記以外にも要件があり、申請にあたっては住民票などの添付書類が必要になります。
- ・移住者要件、必要書類、その他詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大仙市企画部移住定住促進課 (本庁舎2階)

TEL: 0187-63-1111 E-mail: iju@city.daisen.lg.jp